

鳥取県医師確保奨学金制度の手引

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金

《鳥取大学医学部医学科 一般入試(前期日程)地域枠(鳥取県)》
《岡山大学医学部医学科 推薦入試Ⅱ(地域枠コース(鳥取県))》



医療の神様
「大^{おほ}国^{くに}主^{あし}命^{らみこと}」と、
神話の地鳥取県

小さな「ありがとう」のために、大きな夢をのせて…。

1 はじめに

鳥取県の地域医療を担う医師を養成するため、鳥取大学又は岡山大学において医学を専攻する者で、将来、鳥取県の医療に貢献する意思がある皆さんに対し、修学上必要な資金（奨学金）を貸与する鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金制度を設けています。

2 制度の概要

(1) 資格要件等について

① 資格要件	ア 高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業した者 イ 貸付対象大学の医学を履修する課程に臨時養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。 ウ 県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。 エ 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。 ※同種類の奨学金とは、「卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金等を言います。したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認めるものとします。ただし、「鳥取県育英奨学資金（大学等奨学資金）」との併給は認められません。
② 奨学金の額	月額 15 万円（年額 180 万円）
③ 貸付期間	大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで（最大 72 月分まで）
④ 貸付方法	毎年度、前期及び後期の 2 回（それぞれ 6 か月分を貸付け）
⑤ 貸付利率	無利子
⑥ 連帯保証人	1 人 ※奨学生が未成年の場合は親権者等、成年者の場合は父母兄妹等に限る
⑦ 保証人	1 人 ※連帯保証人とは別生計の者に限る
⑧ 募集人数	鳥取大学医学部医学科 一般入試（前期日程）地域枠（鳥取県） 14 人以内 岡山大学医学部医学科 推薦入試Ⅱ（地域枠コース（鳥取県）） 1 人以内

(2) 貸付けの打切り、休止について

奨学生が次の事由に該当することになった場合は、奨学金の貸付けは打切り又は休止します。

貸付けを打切る場合	①退学（転学部、転学科を含む。）したとき又は除籍となったとき ②学業成績又は性行が著しく不良となったとき。 ③奨学生が死亡したとき ④その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
貸付けを休止する場合	奨学生が休学（30 日以上）又は停学となったとき

(3) 奨学金の返還について

奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等は、1 月以内に貸付金の全額を一括返還しなければなりません（期日までに返還できない場合は、延滞金が発生します）。

返還が必要な場合	①奨学金の貸付けを打ち切られたとき ②返還免除となる条件を満たせなかったとき又は満たすことができないと認められるとき ・大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に医師免許を取得しなかったとき ・医師免許を取得した後、直ちに臨床研修を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなったとき ・県内病院等における従事期間が、奨学金の返還が免除される条件に相当する期間以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったとき
----------	---

(4) 奨学金の返還免除について

返還の免除は「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例」の定めるところによります。

免除の条件	免除の範囲
① 鳥取大学又は岡山大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間内に、県内の知事が指定する病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。	債務の全部
② ①の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障がいを受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
③ ②に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部 又は一部

(5) 返還債務の履行猶予

知事が特別の理由があると認めるとき等は、奨学生からの申請により貸付金の返還が猶予されます。

①奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき
②自らの妊娠、出産又は育児を理由として病院等を退職したとき。ただし、子が3歳に達したときを除く
③育児休業又は介護休業を取得したとき
④災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難となったとき
⑤その他特に理由があると知事が認めるとき

3 勤務期間のイメージ（勤務例）

（卒業後） 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目 11年目

	← 2年間（県内）		← この期間（9年間）の間に6年間を県内で勤務								
在学中	臨床研修 （県内）	県内	県内	県内	県内	県内	県内				
在学中	臨床研修 （県内）	県内	県内	県内				県内	県内	県内	
在学中	臨床研修 （県内）			県内	県内	県内	県内	県内	県内		

※奨学金の返還が免除される就業先の病院等は、自治体立病院、公的病院等から知事がリスト形式（告示）で指定し、具体的な就業先は奨学生自身が選択（就職活動）することになります。

※返還免除条件算定期間終了時に免除条件に適合しないことが明らかとなった場合は、当該期間が終了していない場合であっても、その時点で返還となります。

※奨学金の返還が免除される就業先の病院等において、常勤医師として勤務した期間が「返還免除となる県内勤務期間」となります。

【返還免除となる県内勤務期間】

奨学金の貸付月数	返還免除条件算定期間	県内勤務期間
72月	108月（9年）	72月（6年）

※留年等により在学期間が延びた場合、正規の履修期間の月数分（72月）の貸付けが行われた時点で貸付は終了します。

4 医師国家試験との関係

返還免除条件を満たすためには、大学を卒業した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に「医師免許を取得」する必要がありますが、この免許取得とは、厚生労働省での医籍登録が完了することです（医師国家試験の合格のことではありません）。

医師国家試験は、卒業後3回まで受験可能ですが、（3回目の受験で合格しても）厚生労働省での医籍登録が4月になった場合は、返還免除条件を満たさず、奨学金の返還（全額一括返還）が必要になりますので御注意ください。

卒業年度			卒業年度の翌年度			卒業年度の翌々年度					
○ 2月上旬 国試 受験 (1回目)	○ 3月中旬 合格 発表	○ 3月下旬 医籍 登録	4/1 ○ 4月上旬 医籍 登録	○ 2月上旬 国試 受験 (2回目)	○ 3月中旬 合格 発表	○ 3月下旬 医籍 登録	○ 4月上旬 医籍 登録	○ 2月上旬 国試 受験 (3回目)	○ 3月中旬 合格 発表	○ 3月下旬 医籍 登録	● 4月上旬 医籍 登録
卒業年度の翌年度の初日から起算して2年以内											
返還											

5 奨学金制度についてのQ & A (主なもの)

質問	回答
資格要件の「他から同種類の奨学金の貸与、給与を受けていない者」について、「同種類の奨学金」とはどのようなものですか？	同種類の奨学金とは、「卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金・貸付金をいいます。 したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認められます。 ただし、鳥取県育英奨学資金との併給は認められません。
保護者の所得制限はありますか？	所得制限はありません。
奨学金の貸付希望期間は、任意の期間を選択できるのですか？	奨学金の貸付期間は「大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで」と定めています。任意の期間を選択することはできません。
医師免許は、卒業後直ちに取得できなければなりませんか？	大学を卒業した年度の翌々年度の末日までに取得できなかった場合は、奨学金全額の返還となります。
医師としての勤務にあたり、診療科目、分野等の制限はありますか？	診療科目、分野等の制限はありません。
卒業後の就業病院等は具体的に指定されるのですか？	奨学金の返還免除対象となる病院等は、自治体立病院、公的病院などから知事がリスト形式（告示）で指定しますが、具体的な就業先は奨学生が選択（就職活動）することになります。
免除条件にある就業期間は連続した期間でなければならないのですか？	連続する必要はありませんが、勤務形態は「常勤医」であることが必要です。 なお、常勤医とは、「当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師」をいいます（雇用形態ではありませんので御注意ください）。
奨学金の免除条件に適合する勤務ができなかった場合は、どのような取扱いになるのですか？	免除条件に適合する勤務ができなかった場合は、県内での勤務期間の長短に関わらず奨学金全額を一括返還していただきます。 ただし、障がい等により医師の業務に従事することができなくなったときを除きます。

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則

平成 21 年 12 月 25 日

鳥取県規則第 91 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)、国立大学法人岡山大学(以下「岡山大学」という。)又は国立大学法人山口大学(以下「山口大学」という。)において医学を専攻する者(地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠(以下「臨時養成枠」という。)により入学した者に限る。)で、県内の病院等(県内の病院(知事が指定するものに限る。)又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。)において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。

(奨学金の借受者の資格)

第 2 条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。

- (1) 高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)を卒業した者
- (2) 鳥取大学、岡山大学又は山口大学(以下「貸付対象大学」という。)の医学を履修する課程に臨時養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。
- (3) 県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。
- (4) 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。

(奨学金の額等)

第 3 条 奨学金の額は、月額 15 万円とする。

2 奨学金の貸付期間は、貸付対象大学に入学した日の属する月から貸付対象大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、奨学金の貸付額の総額は、奨学金の月額の 72 月分を限度とする。

3 知事は、奨学金を毎年度、前期及び後期の 2 回、それぞれ奨学金の月額の 6 月分をまとめて貸し付けるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、6 月分以下に分けて、又は 6 月分以上をまとめて貸し付けることができるものとする。

4 奨学金は、無利子とする。

(連帯保証人等)

第 4 条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人及び保証人は、各 1 人とし、連帯保証人は、奨学金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には保護者、成年者である場合には父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(貸付申請)

第 5 条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第 2 号)
- (2) 貸付対象大学の医学を履修する課程に臨時養成枠により入学し、在学していることを証する書面
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(貸付けの決定及び通知)

第 6 条 知事は、貸付対象大学の医学を履修する課程に臨時養成枠により入学した者から前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの終了)

第 7 条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は奨学金の貸付額の総額が通算して奨学金の月額の 72 月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、奨学生(前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。)に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの打切り及び休止)

第 8 条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、当該打ち切られた月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

- (1) 退学(転学部、転学科を含む。)したとき、又は除籍となったとき。
 - (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。
- 2 奨学生が 30 日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の奨学金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた奨学金があるときは、その奨学金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。
- 3 知事は、第 1 項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。

(奨学金借用証書の提出)

第 9 条 奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、奨学金の貸付けが終了したとき、又は奨学金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金借用証書(様式第 3 号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第 10 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から 1 月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。
- (2) 貸付対象大学を卒業した日から起算して 2 年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に医師国家試験に合格しなかったとき。
- (3) 医師国家試験に合格した後、直ちに県内の臨床研修病院(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に掲げる病院に限る。以下同じ。)で臨床研修(同項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)内に、県内の病院等において常勤医師(当該県内の病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1 週間当たり 32 時間以上勤務する医師をいう。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の免除)

第 11 条 奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和 44 年鳥取県条例第 35 号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

- 2 条例の規定による奨学金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金返還免除申請書(様式第 4 号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還に係る債務の免除をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第 12 条 知事は、奨学生であった者(奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

- (1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き当該貸付対象大学に在学しているとき。
- (2) 第 1 条の県内の病院等において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院等を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。
 - ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間

イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間
ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)

- (3) 育児休業を取得したとき。
 - (4) 介護休業を取得したとき。
 - (5) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難であるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたとき。
- 2 前項の規定による奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けようとする奨学生は、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金返還猶予申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還に係る債務の履行の猶予をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年14.6パーセントの割合と租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第14条 奨学生及び奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生氏名(住所)変更届(様式第6号)
 - (2) 休学したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生休学届(様式第7号)
 - (3) 停学又は除籍の処分を受けたとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生停学(除籍)届(様式第8号)
 - (4) 復学したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生復学届(様式第9号)
 - (5) 退学したとき、又は転学部若しくは転学科したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生退学(転学部、転学科)届(様式第10号)
 - (6) 大学を卒業したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生卒業届(様式第11号)
 - (7) 医師免許を取得したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生免許取得届(様式第12号)
 - (8) 臨床研修(初期研修)を開始したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生臨床研修(初期研修)開始届(様式第13号)
 - (9) 臨床研修(初期研修)を修了したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生臨床研修(初期研修)修了届(様式第14号)
 - (10) 病院等において医師の業務に従事したとき(勤務している病院等を変更した場合を含む。) 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届(様式第15号)
 - (11) 勤務していた病院等を退職したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生病院等退職届(様式第16号)
 - (12) 医師の業務を廃止したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生業務廃止届(様式第17号)
 - (13) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人(保証人)氏名(住所)変更届(様式第18号)
 - (14) 第12条第1項第2号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届(様式第21号)
 - (15) 育児休業を取得したとき 育児休業届(様式第22号)
 - (16) 介護休業を取得したとき 介護休業届(様式第23号)
- 2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生死亡届(様式第19号)を知事に提出しなければならない。
- 3 奨学生は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の申立てその他連帯保証人若しくは保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人(保証人)変更届(様式第20号)を知事に提出しなければならない。

(委任)

第 15 条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 21 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規則第 11 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規則第 47 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 42 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 39 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 81 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条から第 11 条までの規定による改正後の規則の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後に貸付けの申請を受ける貸付料又は貸付金に係る遅延損害金について適用し、同日前に貸付けの申請を受けた貸付料又は貸付金に係る遅延損害金については、なお従前の例による。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（抜粋）

昭和 44 年 10 月 1 日

鳥取県条例第 35 号

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。	債務の全部
		2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部 又は一部
略			

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則（平成 21 年鳥取県規則第 90 号）第 1 条に規定する知事が指定する病院を次のとおり定める。

平成 22 年 1 月 29 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 県内の普通地方公共団体又は地方公共団体の組合が設立する病院

名称	所在地
鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150
鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目 13-3
鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目 1
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭 1875
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭 397
日野病院	日野郡日野町野田 332
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山 511-7

2 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人労働者健康安全機構又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院

名称	所在地
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町 117
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町 44
独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目 8-1
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津 876
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目 17-1

3 県内大学の医学部附属病院

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1

4 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1、2 及び 3 に掲げるものを除く。）

名称	所在地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 458
清水病院	倉吉市宮川町 129
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町 2714-1
博愛病院	米子市両三柳 1880
高島病院	米子市西町 6

5 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1から4までに掲げるものを除く。）

名称	所在地
渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根 43
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原 319-1
養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1

6 回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 1 項に規定する療養の給付の対象となる病院（1から5までに掲げるものを除く。）

名称	所在地
尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目 555
ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺字下今井手 181-1
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田 690
友紘会皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目 7-8
錦海リハビリテーション病院	米子市錦海町三丁目 4-5
米子東病院	米子市淀江町佐陀 2169
大山リハビリテーション病院	西伯郡伯耆町大原 927-1

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の平成 22 年鳥取県告示第 42 号で指定する病院において常勤医師としての業務に従事している者については、改正前の平成 22 年鳥取県告示第 42 号は、引き続き当該病院において常勤医師としての業務に従事している間に限り、この告示の施行後もなお効力を有する。

附 則

この告示は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。

改 正

平成 24 年 2 月 28 日 鳥取県告示第 114 号

平成 26 年 3 月 28 日 鳥取県告示第 212 号

平成 27 年 11 月 17 日 鳥取県告示第 745 号

平成 28 年 12 月 22 日 鳥取県告示第 117 号

平成 31 年 3 月 26 日 鳥取県告示第 136 号

鳥取県医師確保奨学金制度一覧（概要）

奨学金の種類	医師養成確保奨学金		緊急医師確保対策 奨学金(特別養成枠)	臨時特例医師確保対策 奨学金(臨時養成枠)
	(一般貸付枠)	(地域枠)		
貸付対象者	県内外の大学医学部医学科在生 【鳥取大学の場合】 出身地、卒業高校の所在地を問わない 【鳥取大学を除く県外大学の場合】 県内高校卒業者に限る	鳥取大学医学部医学科推薦入試Ⅱ(地域枠)入学者 ・県内高校卒業者に限る(2浪まで)	鳥取大学医学部医学科推薦入試Ⅱ(特別養成枠)入学者 ・県内高校卒業者(2浪まで)又は県外高校卒業者で鳥取県に縁のある者(本人・保護者等の出生地・本籍地・住所地等が鳥取県内等)	鳥取大学医学部医学科一般入試(前期日程)地域枠(鳥取県)入学者 ・出身地、卒業高校の所在地を問わない 岡山大学医学部医学科推薦入試Ⅱ(地域枠コース(鳥取県))入学者 ・県内高校卒業(見込)者(2浪まで) ・県外高校卒業(見込)者(2浪まで)で、出願時本人又は保護者が鳥取県内居住
新規貸付枠	5人以内 (1年～6年)	5人以内 (新入生のみ)	5人以内 (新入生のみ)	鳥取大学:14人以内 岡山大学:1人以内 (いずれも新入生のみ)
奨学金の額	100千円/月 (年額1,200千円)	120千円/月 (年額1,440千円)	150千円/月 (年額1,800千円)	150千円/月 (年額1,800千円)
貸付期間	原則、大学卒業の月まで(貸付限度期間は6年)			
返還免除要件	医師免許取得後直ちに臨床研修を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間に3年を加えた期間(最長9年)以内に、知事の指定する県内医療機関に、 <u>貸付期間の1.5倍の期間(最長6年)勤務</u>	医師免許取得後直ちに臨床研修を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間(9年間)以内に、知事の指定する県内医療機関に、 <u>貸付期間と同期間(6年間)勤務</u>	卒業後、県職員(医師)として、知事が勤務を命ずる県内医療機関に、 <u>貸付期間の1.5倍の期間(9年間)勤務</u>	医師免許取得後直ちに臨床研修を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間以内に、知事の指定する県内医療機関に、 <u>貸付期間と同期間(6年間)勤務</u>
	県内の病院が管理を行う臨床研修の期間については、最長2年(貸付期間が1年のときは1年)を勤務期間に算入する。			
	鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合、下記年限を勤務期間として算入する。 ○小児科(脳神経小児科を含む)・産科・救急科・精神科の場合・・・最長3年 ○がん薬物療法専門医又は放射線治療専門医を取得するための業務又は当該専門医として業務に従事した場合・・・最長3年 ○上記以外の診療科の場合・・・最長1年(ただし知事が特に認める場合は3年まで可)			
	鳥取大学医学部附属病院(全診療科)に勤務する場合は、猶予期間を最長3年まで延長可とする。			
臨床研修先	県内に限る(マッチング参加) ※令和元年度以前の貸付決定者は限定なし		県内に限る(マッチング参加)	
返還免除対象勤務先	県内の自治体立病院・診療所、公的病院、救急告示病院、精神科救急医療施設等		県内の自治体立病院・診療所、公的病院(大学病院は研修のみ)	県内の自治体立病院・診療所、公的病院、大学医学部附属病院、救急告示病院、精神科救急医療施設等
勤務先の決定	奨学生		鳥取県	奨学生
貸付申請時期	4～5月(入学後)	2月(入学手続時)	11～12月	3月(入学手続時)
奨学生の選考時期	5～6月 (入学後に面接)	(選考は大学が行う)	12月(面接により「予約奨学生」を選考)	(選考は大学が行う)
奨学生の選考方法	小論文、面接等	(選考は大学が行う)	(選考は大学が行う)	(選考は大学が行う)

■入試制度についての問合せ先

国立大学法人鳥取大学医学部学務課 (〒683-8503 鳥取県米子市西町 86)
電話：0859-38-7096 ファクシミリ：0859-38-7109 電子メール：me-gakumusoumu@adm.tottori-u.ac.jp
国立大学法人岡山大学医学部医学科担当 (〒700-8558 岡山県岡山市北区鹿田町 2-5-1)
電話：086-235-7020 ファクシミリ：086-235-7045

■奨学金制度についての問合せ先

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課 (〒680-8570 鳥取県鳥取市東町 1-220)
電話：0857-26-7195 ファクシミリ：0857-21-3048 電子メール：ishikakuho@pref.tottori.lg.jp

【URL】 <http://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>

鳥取県 医師確保 検索